

もみ殻の広域流通に向けた梱包技術・運搬体制実証業務  
質問への回答

問1 仕様書(案)4(3)イに「成果品の管理及び帰属は全て委託者とし、受託者は委託者の承諾を受けずに成果品の公表及び貸与をしてはならない」とあるが、従前より既に公表して取り組んでいたことや、今後も委託業務内容にあるコスト分析等を参考として進めることは問題になるのか。

答 従前より公表されて取り組まれていたことは問題にはなりません。また、委託業務に含まれる分析結果等については、管理及び帰属は県となるため、公表には承諾が必要となりますが、業務の参考とすることは問題にはなりません。